

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8281-1：2019

規格名：家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチー第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第1項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条4 箇条13 13.8	箇条4 一般要求事項 スイッチ及び露出形スイッチ取付用ボックスは、通常の使用時にその性能が確保でき、危険（リスク）を許容できるレベルに引き下げることによって、安全性を確保するような構造で、組み立てなければならない。 箇条13 構造 13.8 スイッチを組み合わせたアクセサリ スイッチを組み合わせたアクセサリは、組み合わせたアクセサリについての規格が存在しない場合は、それぞれの規格を満足しなければならない。	
第二条 第2項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条6 箇条9 箇条12 12.1	箇条6 定格 スイッチの定格電圧及び定格電流は、規定した値でなければならない。 箇条9 寸法検査 スイッチ及び取付ボックスは、該当するスタンダードシーアの規定がある場合、それに従わなければならない。 箇条12 端子 12.1 全般 スイッチは、ねじ形端子又はねじなし端子をもっていなければならない。端子内で導体を締め付ける手段は、他の構成部品の固定に用いてはならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8281-1：2019

規格名：家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチー第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第2項 続き				12.2	12.2 外部銅導体接続用ねじ形端子 ねじ形端子は、次のようでなければならない。 ー特別の準備なしで、導体が接続できる ー導体を締め付けるねじ及びナットは、ISOメートルねじ、又はピッチである ー導体に過度の損傷を与えないで導体を締め付けるような構造であって、組み立てができる、等	
				12.3	12.3 外部銅導体用ねじなし端子 ねじなし端子は、次のようでなければならない。 ー単線若しくは非可とう銅導体だけに適合する型式、又は非可とう銅導体及び可とう銅導体の両方に適合する型式である ー特別な準備なしで導体を接続ができる ー導体の接続及び分離を行う方法は、明確である、等	
				箇条 13	箇条 13 構造	
				13.1	13.1 絶縁手段に対する機械的要求 絶縁物の内張り、隔壁などは、十分な機械的強度をもち、確実な方法で固定しなければならない。 スイッチは、次のことが可能な構造でなければならない。 ー導体の適切な配置 ー壁又はボックスへのスイッチの容易な固定、等	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8281-1：2019

規格名：家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチー第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第2項 続き				13.3	13.3 カバー、プレート及び操作部の固定 感電に対して保護する、カバー、カバープレート、操作部又はそれらの部分は、有効な固定によって、複数箇所所定の位置に保持するようになっていなければならない。	
				13.4	13.4 通常の開口部 スイッチを通常の使用状態に配線し、固定した場合、外郭は、そのスイッチの保護等級を満足し、隙間のない構造でなければならない。	
				13.6	13.6 取付手段 表面、ボックス内又は外郭内にスイッチを取り付けるためのねじ又はその他の手段は、正面から人が容易に触れることができなければならない。	
				13.7	13.7 スwitchの組合せ ベースが別々で、スイッチとスイッチ、又はスイッチとコンセントとを組み合わせるものは、それぞれの主要部品の適切な位置を確保できなければならない。それぞれの主要部品の固定は、その組合せの取付面に対する固定から独立しなければならない。	
				13.10	13.10 ボックス内の取り付け ボックス内に取り付けるスイッチは、ボックスを取り付けた後、ボックス内にスイッチを取り付ける前に、電線導体	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8281-1：2019

規格名：家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチー第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第2項 続き				13.12	<p>の端末の処理ができるような構造でなければならない。</p> <p>13.12 導体引込口</p> <p>導体引込口は、電線管又はケーブルシースを完全に機械的な保護ができるように、挿入することができなければならない。</p>	
				13.13	<p>13.13 電線管からの背面引込み装置</p> <p>露出形スイッチで電線管からの背面引込みを意図する場合、露出形スイッチは、スイッチの取付面に垂直な電線管からの背面引込口をもつ構造でなければならない。</p>	
				13.14	<p>13.14 引込開孔部に膜を備えるスイッチ</p> <p>スイッチの引込開孔部にメンブレン又は類似の膜をもつ場合、そのメンブレンは、交換できなければならない。</p>	
				箇条 14	箇条 14 機構	
				14.1	<p>14.1 位置の表示</p> <p>スイッチの操作部から手を離れたときに、操作部は、自動的に可動接点の位置に対応した位置を取らなければならない。</p>	
				14.2	<p>14.2 中間停止位置</p> <p>スイッチは、可動接点が“入”及び“切”の位置だけで、静止する構造でなければならない。</p>	
				14.5	14.5 カバー又はカバープレートなしの機構部動作	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8281-1：2019

規格名：家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチー第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第2項 続き				14.6	<p>スイッチを設置するためにカバー又はカバープレートを取り外すことが可能な場合、機構部の動作は、カバー又はカバープレートの存在に関係なく独立構造でなければならない。</p> <p>14.6 引きひもスイッチに対する引張力</p> <p>引きひもスイッチは、スイッチを通常の使用状態に取り付け、規定の引張力を鉛直方向に、及び鉛直方向に対して45±5°の方向に加え、そして離れたとき、引きひもスイッチは、開閉の切換えができなければならない。</p>	
				箇条 22	箇条 22 ねじ、通電部及び接続部	
				22.1	<p>22.1 全般</p> <p>電氣的及び機械的接続部は、通常使用で生じる機械的ストレスに耐えなければならない。</p>	
				22.2	<p>22.2 ねじの適切な挿入</p> <p>施工中にスイッチを取り付ける場合、操作する絶縁材料製のねじ山にかん合するねじに対して、ねじ孔又はナットに適切に挿入することが確実にできなければならない。</p>	
				22.3	<p>22.3 電氣的接続の接触圧</p> <p>電氣的接続は、絶縁物に生じる収縮又はへこみを補う十分な弾性が金属部がない場合は、絶縁物を介して接触圧が伝達しない構成としなければならない。</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8281-1：2019

規格名：家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチー第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第2項 続き				22.4 附属書 A A.13 A.13.17	22.4 電氣的及び機械的接続に用いるねじ及びリベット 電氣的及び機械的接続に用いるねじ及びリベットは、緩み及び／又は回転に対して固定しなければならない。 附属書 A 可とうケーブルの引出し口及び保持のための装置をもつスイッチへの追加要求事項 A.13 構造 A.13.17 可とうケーブルアウトレットスイッチは、規定の可とうケーブル、又は製造業者が指定する可とうケーブルを適切な孔、溝又はグラウンド（パッキン押さえ）を通してスイッチに挿入できるような構造でなければならない。	
第三条 第1項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条 12 12.3 12.3.8 箇条 14 14.4	箇条 12 端子 12.3 外部銅導体用ねじなし端子 12.3.8 スwitchのねじなし端子は、導体を挿入し過ぎることによって、規定の沿面距離及び／若しくは空間距離が低減するか、又はSwitchの機構に影響を与えるおそれがある場合は、過挿入防止機構をもち、導体を挿入し過ぎない構造でなければならない。 箇条 14 機構 14.4 開閉 規定したSwitchは、実質的に全極同時に開閉を行わなければならないが、特定のSwitchは、中性極が他の極より	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8281-1：2019

規格名：家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチー第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第1項 続き					も後に“入”になってはならない。また、他の極よりも前に“切”になってはならない。	
第三条 第2項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条8 8.1 8.5 8.6 8.7	箇条8 表示 8.1 全般 スイッチ本体には、次の表示をしなければならない。 一定格電流 一定格電圧 一電源の種類の見号 一製造業者若しくは責任ある販売業者の名称、又はこれらの商標若しくは識別見号、等 8.5 中性及び接地導体のための端子の表示 中性線専用の端子には、見号 N を表示しなければならない。 8.6 スイッチの状態の表示 スイッチの状態を表示する場合、操作部の別の位置への動作方向又は実際の状態を明らかに示すように表示しなければならない 8.7 表示に対する追加要求 スイッチを取り付けるとき特別な措置が必要な場合、特別な措置の詳細は、スイッチの取扱説明書に記載しなければ	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8281-1：2019

規格名：家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチー第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					ならない。	
第四 条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 12 12.2 12.2.4 12.2.10 12.3.11 箇条 13 13.9 13.15 13.15.1 箇条 15	箇条 12 端子 12.2 外部銅導体接続用ねじ形端子 12.2.4 ねじ形端子は、耐腐食性がなければならない。 12.2.10 ねじ締付装置付き接地端子は、接地導体の銅との接触、及びその他の金属との間での接触による腐食のおそれがない材料を用いなければならない。 接地端子の本体が、アルミニウム合金製のフレーム又は外郭の一部である場合は、銅とアルミニウム又はアルミニウム合金との接触による腐食のおそれを避けるための予防措置を施さなければならない。 12.3.11 ねじなし端子は、通常の使用状態で発生する電氣的及び熱的ストレスに耐えなければならない。 箇条 13 構造 13.9 IP コードをもつ露出形スイッチ 蓋にばねを用いる場合は、青銅、ステンレス鋼などの耐食性の材料でなければならない。 13.15 引込開孔部のメンブレンに対する要求事項 13.15.1 メンブレンは、通常の使用状態で生じる機械的ストレス及び熱的ストレスによって変位してはならない。 箇条 15 耐老化性、スイッチの外郭による保護及び耐湿性	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8281-1：2019

規格名：家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチー第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第四条 続き				15.1	15.1 耐老化性スイッチは、経年劣化に耐えなければならない。	
				箇条 17	箇条 17 温度上昇	
				17.1	17.1 全般 スイッチは、通常の使用状態で過度の温度上昇がない構造でなければならない。接点の金属及び接点の構造は、スイッチの開閉動作が酸化、その他の劣化による影響を受けてはならない。	
				箇条 18	箇条 18 開閉容量 規定の開閉試験後、試験品は、その後の使用を阻害するような損傷があってはならない。	
				箇条 19	箇条 19 平常動作 次のスイッチは、規定の開閉試験後、適切に機能しなければならない。 －誘導負荷を意図するスイッチ －制御装置非内蔵形ランプ負荷用スイッチ －制御装置内蔵形ランプ負荷用スイッチ	
				箇条 22	箇条 22 ねじ、通電部及び接続部	
				22.5	22.5 通電部品 端子（接地端子も含む。）を含む通電部は、アクセサリに発生する条件によって必要とするその用途に対応した十	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8281-1：2019

規格名：家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチー第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第四 条 続 ぎ				箇条 25	<p>分な耐腐食性をもつ金属製でなければならない。</p> <p>箇条 25 耐腐食性</p> <p>カバー及びボックスを含む鉄製部品は、さびに対して適切に保護しなければならない。</p>	
第五 条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 11 11.3 箇条 13 13.9 箇条 15 15.2	<p>箇条 11 接地接続の手段</p> <p>11.3 露出形スイッチに対する要求</p> <p>IP コードが IPX0 を超え、かつ、複数の電線引込口をもつ絶縁材料製外郭の露出形スイッチは、内部に固定接地端子をもつか、又は接地回路の連続性のために、引込導体及び引出導体が接続できるフローティング端子用の十分なスペースがなければならない。</p> <p>箇条 13 構造</p> <p>13.9 IP コードをもつ露出形スイッチ</p> <p>IP コードをもつ露出形スイッチは、その用途に適した適切に設計しなければならない。</p> <p>箇条 15 耐老化性、スイッチの外郭による保護及び耐湿性</p> <p>15.2 スwitchの外郭による保護</p> <p>スイッチの外郭は、スイッチの IP 分類に従って、危険部分への接近及び外部固形物の侵入による有害な影響及び水の浸入による有害な影響に対する保護を備えていなければならない。</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8281-1：2019

規格名：家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチー第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 12	箇条 12 端子	
				12.2	12.2 外部銅導体接続用ねじ形端子	
				12.2.3	12.2.3 ねじの材質は、亜鉛、アルミニウムなどの、軟らかい又はクリープを発生しやすい金属であってはならない。	
				12.3	12.3 外部銅導体用ねじなし端子	
				12.3.4	12.3.4 主に通電を意図するねじなし端子の部分は、規定する材料でなければならない。	
				箇条 21	箇条 21 耐熱性 スイッチ及びボックスは、十分な耐熱性をもたなければならない。	
				箇条 22	箇条 22 ねじ、通電部及び接続部	
				22.1	22.1 全般 接触圧を伝達するねじ又はナットは、金属製で、金属ねじ山にかん合できなければならない。	
				22.5	22.5 通電部品 端子（接地端子も含む。）を含む通電部は、アクセサリに発生する条件によって必要とするその用途に対応した十分な機械的強度及び導電性及び耐腐食性をもつ金属製でなければならない。	
				箇条 24	箇条 24 絶縁材料の耐過熱性、耐火性及び耐トラッキング性	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8281-1：2019

規格名：家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチー第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第六条 続き				24.1 24.2	24.1 耐過熱性及び耐火性 電氣的作用によって熱的ストレスにさらされ、その劣化が、スイッチの安全を損なう絶縁材料製の部品は、異常な熱又は火災によって著しい影響を受けてはならない。 24.2 耐トラッキング性 IPコードがIPX0を超えるスイッチの充電部を所定の位置に保持する絶縁物は、耐トラッキング性材料でなければならない。	
第七條 第1号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	■該当 □非該当	箇条 10 10.1 10.4 10.6	箇条 10 感電に対する保護 10.1 充電部接触の防止 スイッチは、通常の使用状態に取り付け、結線したとき、工具を用いないで外すことができる部品を外した後であっても充電部に接触できないような構造でなければならない。 10.4 機構部の絶縁に対する要求 操作ハンドルの芯棒、回転軸のような機構の金属部は、それを充電部から絶縁していない場合は、外郭から突き出ているはならない。 10.6 間接的に操作するスイッチに対する要求 取り外しができるキー、又は引きひも、鎖若しくは棒のような中間部品によって操作するスイッチは、キー及びその	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8281-1：2019

規格名：家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチー第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七條 第1号 続き				10.7 箇条13 13.15 13.15.1 箇条21 21.2	<p>中間部品が充電部から絶縁した部分だけに接触する構造でなければならない。</p> <p>10.7 交換できる引きひもスイッチに対する要求 使用者が取付けできる又は交換できる引きひもをもつスイッチは、通常の使用状態に、引きひもを取り付け又は交換するときに、充電部に接触しない構造でなければならない。</p> <p>箇条13 構造</p> <p>13.15 引込開孔部のメンブレンに対する要求事項</p> <p>13.15.1 規定の試験の間、メンブレンの変形によって、充電部が可触となってはならない。</p> <p>箇条21 耐熱性</p> <p>21.2 基本の耐熱試験 規定の試験後、通常使用のように試験品を取り付け、規定の検査プローブに規定の力を加えたとき、検査プローブは、充電部に触れてはならない。</p>	
第七條 第2号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	10.3 10.3.3	<p>箇条10 感電に対する保護</p> <p>10.3 可触金属部への要求</p> <p>10.3.3 固定用ねじ又はその他の手段で金属製カバー又はカバープレートを接地したとき、その接続部の接触抵抗は、低い抵抗値でなければならない。</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8281-1：2019

規格名：家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチー第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七條 第2号 続き				箇条 11 11.1 11.4	箇条 11 接地接続の手段 11.1 全般 絶縁故障の場合に充電部となるおそれがある、人が触れることができる金属部は、接地端子をもつか又は恒久的、かつ、確実に接地端子に接続しなければならない。 11.4 接地接続に対する試験 接地端子と人が触れることができる金属部との間は、低い抵抗値で接続しなければならない。	
第八條	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 10 10.2 10.3 10.3.1 10.3.2 10.4	箇条 10 感電に対する保護 10.2 操作部に対する要求 ノブ、操作レバー、押しボタン、ロッカーなどは、絶縁材料製でなければならない。 10.3 可触金属部への要求 10.3.1 通常に使用するとき、スイッチの人が触れることができる部品は、絶縁材料製でなければならない。 10.3.2 金属製のカバー又はカバープレートは、絶縁内張り又は絶縁隔壁による追加の絶縁によって保護しなければならない。 10.4 機構部の絶縁に対する要求 取り外しできるキー、類似の手段などによって操作するスイッチの場合、その機構の金属部は、充電部から絶縁しな	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8281-1：2019

規格名：家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチー第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第八條 続き				10.5	<p>なければならない。</p> <p>10.5 周囲環境に関する機構部の絶縁に対する要求 操作ハンドルの芯棒及び回転軸のような機構の金属部は、スイッチを通常の使用状態に取り付けた場合、人が触れるおそれがなく、人が触れる可能性がある金属部から絶縁しなければならない。</p>	
				10.6	<p>10.6 間接的に操作するスイッチに対する要求 キー又は中間部品は、機構の金属部から絶縁しなければならない。</p>	
				箇条 16	<p>箇条 16 絶縁抵抗及び耐電圧 スイッチの絶縁抵抗及び耐電圧性能は、十分でなければならない。</p>	
				箇条 19	<p>箇条 19 平常動作 次のスイッチは、規定の試験後、絶縁耐圧試験に適合しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> －誘導負荷を意図するスイッチ －制御装置非内蔵形ランプ負荷用スイッチ －制御装置内蔵形ランプ負荷用スイッチ </p>	
				箇条 23	<p>箇条 23 沿面距離、空間距離及びシーリングコンパウンドを通しての絶縁距離</p>	
				23.1	23.1 全般	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8281-1：2019

規格名：家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチー第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第八條 続き				附属書 A A.13 A.13.17	沿面距離、空間距離及びシーリングコンパウンドを通しての絶縁距離は、規定する値以上でなければならない。 附属書 A 可とうケーブルの引出し口及び保持のための装置をもつスイッチへの追加要求事項 A.13 構造 A.13.17 可とうケーブルの絶縁は、規定の耐電圧試験にて、絶縁破壊又はフラッシュオーバーを引き起してはならない。	
第九條	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 13 13.16 箇条 14 14.3 箇条 18	箇条 13 構造 13.16 パイロットランプユニット パイロットランプユニットは適用可能な場合、異常試験において、火災の危険が生じるおそれがある温度にはならない。 箇条 14 機構 14.3 著しいアーク スイッチは、徐々に操作したときに著しいアークが生じない構造でなければならない。 箇条 18 開閉容量 スイッチは、次の試験において、持続するアークが生じてはならない。 一過負荷試験	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8281-1：2019

規格名：家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチー第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第九条 続き				箇条 19	<p>ーフィラメントランプでの過負荷試験</p> <p>箇条 19 平常動作</p> <p>次のスイッチは、平常動作試験において、持続するアークが生じてはならない。</p> <p>ー誘導負荷を意図するスイッチ</p> <p>ー制御装置非内蔵形ランプ負荷用スイッチ</p> <p>ー制御装置内蔵形ランプ負荷用スイッチ</p>	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 17 17.2	箇条 17 温度上昇 17.2 パイロットランプ内蔵スイッチ パイロットランプ内蔵又はパイロットランプを内蔵することを意図したスイッチは、通常の使用状態で、人が触れる表面が過度に熱くならない構造でなければならない。	
第十一条 第1項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自体が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 12 12.3 12.3.5 箇条 13 13.2	箇条 12 端子 12.3 外部銅導体用ねじなし端子 12.3.5 ねじなし端子は、十分な接触圧力で、導体に過度の損傷を与えることがなく、規定する導体を締め付けることができなければならない。 箇条 13 構造 13.2 施工上の要求 露出形スイッチは、取り付けるときに固定手段によってケーブルの絶縁体を損傷しない構造でなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8281-1：2019

規格名：家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチー第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第1項 続き				附属書 A A.13 A.13.17	附属書 A 可とうケーブルの引出し口及び保持のための装置をもつスイッチへの追加要求事項 A.13 構造 A.13.17 挿入口は、可とうケーブルの損傷を防止する形状でなければならない。	
第十一 条第2項	機械的危険源による危害の防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 12 12.2 12.2.3 12.2.8 12.3 12.3.10 12.3.12 箇条 13	箇条 12 端子 12.2 外部銅導体接続用ねじ形端子 12.2.3 ねじ形端子は、適切な機械的強度をもっていなければならない。 12.2.8 端子は、規定のトルクで締め付けたとき、その後の使用を損なうねじの破損、及びねじ頭、すりわり、ねじ山、座金又は箱形座金の損傷があつてはならない。 12.3 外部銅導体用ねじなし端子 12.3.10 ねじなし端子は、各接続の後、導体に規定の引張力を加えている間に、導体は、ねじなし端子から抜けてはならない。 12.3.12 ねじなし端子は、例えば、ボックスに取り付けるような通常の取付けの間に導体の向きが変わり、締付ユニットに向きを変えるストレスが加わっても、接続した単線導体の締付けが維持できる構造でなければならない。 箇条 13 構造	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8281-1：2019

規格名：家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチー第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第2項 続き				13.2	13.2 施工上の要求 規定の力を加えている間、導体は、ねじなし端子から抜けてはならない。	
				13.5	13.5 つまみの連結 ロータリスイッチのノブは、規定の力をノブに加えたとき、ノブが外れてはならない。	
				13.15	13.15 引込開孔部のメンブレンに対する要求事項	
				13.15.1	13.15.1 通常の使用状態で、軸方向に引張力が加わるおそれがあるメンブレンは、軸方向に規定の引張力を加えたとき、メンブレンは、外れてはならない。	
				箇条 20	箇条 20 機械的強度	
				20.1	20.1 全般 アクセサリ、露出取付ボックス、ねじ込み式グラウンド（パッキン押さえ）及び覆いは、その取付けのとき及び使用の間に加わるストレスに耐えるように、十分な機械的強度をもたなければならない。	
				20.9	20.9 溝、孔及び逆テーパ 1Nの力で規定のゲージを当てたとき、ゲージは、溝、孔、及び逆テーパなどの上部から 1.0mm を超えて入ってはならない。	
20.10	20.10 引きひもスイッチの追加試験					

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8281-1：2019

規格名：家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチー第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第2項 続き				附属書 A A.13 A.13.17	引きひもスイッチの作動部は、十分な強度をもたなければならない。 附属書 A 可とうケーブルの引出し口及び保持のための装置をもつスイッチへの追加要求事項 A.13 構造 A.13.17 可とうケーブルに規定の引張力を加えたとき、可とうケーブルは、2mm を超えて変位してはならない。	
第十二 条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 4	箇条 4 一般要求事項 スイッチ及び露出形スイッチ取付用ボックスは、通常の使用時にその性能が確保でき規定するように、危険(リスク)を許容できるレベルに引き下げることによって、安全性を確保するような構造で、組み立てなければならない。	
第十三 条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が外部に発生しないため、非該当が妥当と考える。
第十四 条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 4	箇条 4 一般要求事項 スイッチ及び露出形スイッチ取付用ボックスは、通常の使用	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8281-1：2019

規格名：家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチー第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十四条続き		を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。			用時にその性能が確保でき規定するように、危険(リスク)を許容できるレベルに引き下げることによって、安全性を確保するような構造で、組み立てなければならない。	
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、不意な始動によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、不意な再始動によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるお	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、不意な停止によって

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8281-1：2019

規格名：家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチー第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十五条第3項 続き	害の防止	それがないものとする。				人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 12 12.2 12.2.1 12.3 12.3.2	箇条 12 端子 12.2 外部銅導体接続用ねじ形端子 12.2.1 ねじ形端子は、規定する公称断面積をもつ非可とう銅導体専用、又は非可とう銅導体と可とう銅導体との両方に適さなければならない。 12.3 外部銅導体用ねじなし端子 12.3.2 ねじなし端子の場合は、規定する公称断面積をもつ非可とう銅導体、又は非可とう銅導体及び可とう銅導体の適切な接続ができる締付ユニットを備えなければならない。	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	箇条 26 26.1	箇条 26 電磁環境両立性 (EMC) 26.1 イミュニティ スイッチは、電磁妨害に耐えるため、イミュニティ試験は適用しない。	一般的に、電磁的妨害による誤動作により、安全機能に障害が生じることはな

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8281-1：2019

規格名：家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチー第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十七条	続き					いため、非該当が妥当と考える。
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	—	—	J55001 等の別規格で規定されている。
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 8 8.3 8.4 8.5 8.6 8.8	箇条 8 表示 8.3 表示の視認性 表示は、はっきり見えなければならない。 8.4 相導体のための端子の表示 相導体（電源導体）を接続する端子は識別できなければならない。 8.5 中性及び接地導体のための端子の表示 中性線専用の端子の表示は、ねじ、その他の容易に取り外せる部品に表示してはならない。 8.6 スイッチの状態の表示 スイッチの状態を示す表示は、スイッチのカバー又はプレートをもつ場合、スイッチの正面から見えなければならない。 8.8 耐久性 表示は、耐久性があつて、読みやすくなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8281-1：2019

規格名：家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチー第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十九条続き				箇条 21 21.2	箇条 21 耐熱性 21.2 基本の耐熱試験 耐熱試験後、表示は、識別できなければならない。	
第二十条第1号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限る、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。）</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8281-1：2019

規格名：家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチー第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第2号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>二 電気冷房機（産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—
第二十条第3号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8281-1：2019

規格名：家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチー第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第4号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用ものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	-	-	-